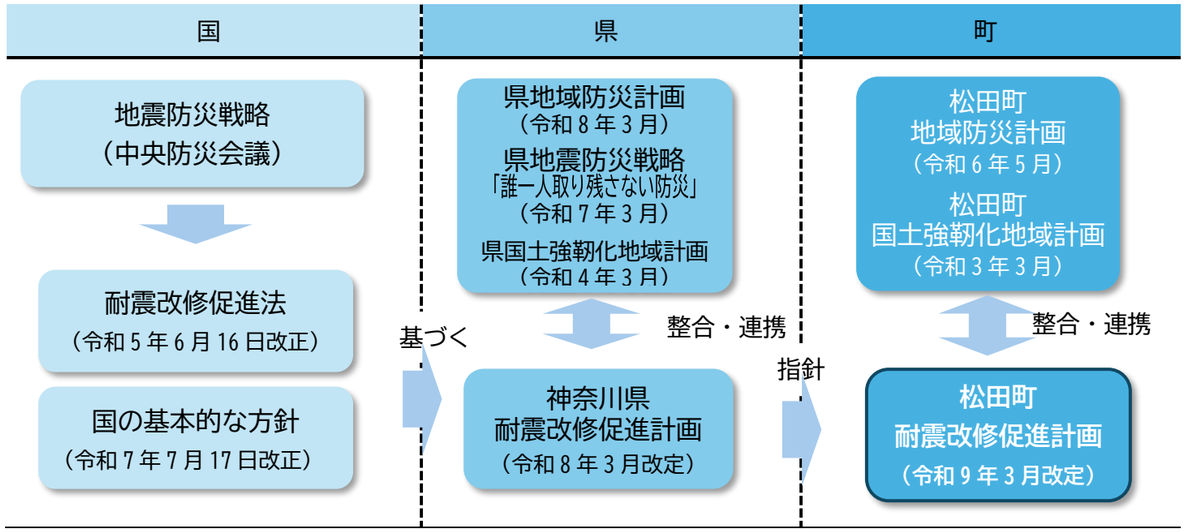
松田町耐震改修促進計画（素案）　概要版

1　計画の概要

■ 計画の位置付け・目的

松田町（以下「町」という。）は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき平成 22 年 3 月に松田町耐震改修促進計画（以下「当初計画」という。）を策定しました。その後、耐震改修促進法の改正等に伴い、平成 28 年 2 月、平成 31 年 4 月、令和 3 年 3 月に改定しています。

本計画は、建築基準法の新耐震基準が導入される前（昭和 56 年 5 月までに新築工事着工）の既存建築物の耐震化を図ることにより、地震に対する建築物の安全性向上を計画的に促進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めています。建築物の耐震改修促進にあたり、町は国・県と連携して取組を進めていきます。



■ 計画の期間

令和９年度から令和１８年度の１０年間

■ 町民（所有者・管理者）と町の取組

住宅・建築物の耐震化を促進するには、住宅・建築物の所有者等が必要に応じて、自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが必要です。

そこで県と市町村は、国と連携して所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や、負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じていきます。

2　建築物の耐震化の目標

区分	これまでの推移		前計画目標	本計画の目標	
	令和２年度	令和８年度	令和７年度	令和 13 年度	令和 18 年度
住宅の耐震化率	７２％	８０％	９５％	おおむね解消	おおむね解消
多数の者が利用する建築物の耐震化率	１００％	１００％	目標達成	１００％維持	１００％維持
全ての町有建築物の耐震化率	―	９３％	―	９５％以上	１００％
道路閉塞するおそれのある建築物の耐震化率	７９％	８４％	―	９０％以上	おおむね解消

※「おおむね解消」は耐震化率約 98%程度を想定しています。

3　建築物の耐震化を促進するための施策

＜目標＞	＜施策の基本方向＞	＜施策＞
耐震化の目標	1　住宅の耐震化の促進	（1）耐震化に関する情報提供と普及啓発 （2）各種支援の実施
	2　特定既存耐震不適格建築物の耐震化の促進	（1）指導・助言・指示・耐震診断義務付け等による耐震化促進 （2）避難路沿道の建築物の耐震化促進 （3）各種認定制度等による耐震化促進 （4）耐震化を促進する環境整備
	3　公共建築物の耐震化の促進	（1）町有建築物の耐震化促進
	4　その他の地震時における安全対策	（1）家具の転倒防止対策 （2）窓ガラス等落下物対策 （3）エレベーター等の安全対策 （4）危険なブロック塀などの安全対策 （5）地域との連携策及び取組 （6）屋根瓦の耐震対策 （7）天井脱落対策